処　分　基　準

平成28年７月５日作成

法　　令　　名：新潟県迷惑行為等防止条例
根　拠　条　項：第11条
処 分 の 概 要：第８条第１項第１号アからウまでに掲げる行為の事業の停止命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 新潟県迷惑行為等防止条例施行規則第４条（事業の停止）
処　分　基　準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課 許認可管理係　(025-285-0110　内線3031)
備　　考：

別紙

新潟県迷惑行為等防止条例に基づく事業停止命令の基準

（用語の意義）

１　この基準における用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)　「事業停止命令」とは、新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年新潟県条例第52号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、事業の停止を命ずることをいう。

(2)　「指示処分」とは、条例第10条の規定に基づき、指示をすることをいう。

（指示処分との関係）

２　事業者に対する事業停止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし条例に基づく処分に違反した場合のほか、次のような場合は、指示処分を行わずに直ちに事業停止命令を行っても差し支えない。

(1)　同種の処分事由に当たる条例違反行為を短期間（おおむね６箇月）に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められる場合

(2)　指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行った場合

(3)　罰則の適用がある条例違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4)　短期20日以上の量定に相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われた場合

（量定）

３　事業停止命令の量定（以下単に「量定」という。）の区分は、次のとおりとし、各処分事由にかかる量定は、別表１に定めるところによるものとする。

Ａ　６月の事業停止命令

Ｂ　20日以上６月以下の事業停止命令。基準期間は、３月

Ｃ　10日以上90日以下の事業停止命令。基準期間は、45日

Ｄ　５日以上40日以下の事業停止命令。基準期間は、20日

（事業停止命令の併合）

４　処分事由に当たる条例違反行為が２つ以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその２分の１の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び６月を超えないものとする。

（観念的競合）

５　２以上の処分事由に該当する一つの条例違反行為について事業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がＡに相当するものが含まれているときの量定はＡとするものとし、量定がＡに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

（常習違反加重）

６　最近６ヶ月間に事業停止命令を受けた事業者に対し事業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がＡに相当するときを除き、当該事業停止命令の処分事由について３から５までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近６ヶ月間に事業停止命令を受けた回数の２倍の数を乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、６月を越えることができない。

（事業停止命令に係る期間の決定）

７　事業停止命令により事業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(1)　原則として、量定がＡに相当するものについて事業停止命令を行う場合は６月とする。

また量定がＡに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合は、３に定める基準期間（４に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし端数については切り捨て、５に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、６に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の２倍の期間を基準期間とする。）によることとする。

(2)　量定がＡに相当するもの以外のものについて事業停止命令を行う場合において次に掲げるような処分を加重し、又は軽減すべき事由があるときは、(1)にかかわらず、情状により、３から６までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がＡに相当するものについて事業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、２月を下限として(1)前段に定める期間より短い期間の事業の停止を命ずることができるものとする。

ア　処分を加重すべき事由とは、例えば次のようなものである。

(ｱ)　最近６ヶ月間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

(ｲ)　指示処分の期間中にその処分事由に係る条例違反行為と同種の条例違反行為を行ったこと。

(ｳ)　処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

(ｴ)　従業者の大多数が条例違反行為に加担していること。

(ｵ)　悔悛の情が見られないこと。

(ｶ)　付近の住民からの苦情が多数あること。

(ｷ)　結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

(ｸ)　18歳未満の者に違反行為を行わせたこと。

(ｹ)　暴力団と関与があること。

イ　処分を軽減すべき事由とは、例えば次のようなものである。

(ｱ)　他人に強いられて条例違反行為を行ったこと。

(ｲ)　事業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

(ｳ)　最近６ヶ月間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。

(ｴ)　具体的な事業の改善措置を自主的に行っていること。

(3)　(2)に定める量定の加重又は軽減日数の算出は、別表２に基づき行うものとする。

(事業停止命令と他の行政処分との関係)

８　事業停止命令を行う場合において条例違反状態の解消等のため必要があるときは、当該事業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

別表１

各処分事由に係る量定の区分

	違反事項	関係条項	罰則	量定
1	公安委員会の事業停止命令に違反した場合	条例第11条、第13条	有	A
2	常習で、対償を供与（供与の約束を含む。）して他人に客引き、客の誘引等をさせた場合	条例第８条第２項、第15条第２項	有	A
3	常習で対償を供与（供与の約束を含む。）してピンクビラ等を配布又は掲示等をさせた場合	条例第９条第３項、第15条第２項	有	A
4	常習で、客引き又は客の誘引をした場合	条例第８条第１項、第16条第２項	有	B
5	常習で、ピンクビラ等を配布又は掲示等をした場合	条例第９条第１項、第16条第２項	有	B
6	対償を供与（供与の約束を含む。）し、他人に客引き又は客の誘引等をさせた場合	条例第８条第２項、第15条第１項	有	B
7	対償を供与（供与の約束を含む。）し、ピンクビラ等を配布又は掲示等をさせた場合	条例第９条第３項、第15条第１項	有	B
8	客引き又は客の誘引等をした場合	条例第８条第１項、第16条第１項	有	C
9	ピンクビラ等の配布又は掲示等をした場合	条例第９条第１項、第16条第１項	有	C
10	ピンクビラ等を配布又は掲示等の目的で所持した場合	条例第９条第２項、第17条	有	D
11	指示処分に従わなかった場合	条例第10条	無	B
12	警察官の是正中止命令に違反して、客の誘引をした場合	条例第８条第３項、第８条第４項	無	B
13	警察官の是正中止命令に違反して、客引き等の目的で客待ち等をした場合	条例第８条第５項、第８条第６項	無	B

別表２

行政処分（事業停止）日数算出検討表

１　前歴による評価（　　日）

項目　／　回数			１回	２回	３回	４回	５回	６回以上
加重	営業・事業停止処分		３日 ５日	５日 10日	７日 15日	10日 20日	15日 25日	20日 30日
	指　示　処　分		－ ３日	３日 ５日	５日 ７日	７日 10日	10日 15日	15日 20日
	刑事処分（風俗犯に限る）	前科	３日 ５日	５日 10日	７日 15日	10日 20日	15日 25日	20日 30日
		起訴猶予	－ ３日	３日 ５日	５日 ７日	７日 10日	10日 15日	15日 20日
	前科前歴なし		０日					

注：　検挙前６ヶ月以内に処分（指示処分は同種の処分とする。）を受けているときは、各項目の下欄を適用する。

２　情状による評価（　　日）

項目	事　　由	有	無	根　　拠
加重事由	過去６ヶ月間に同一の条例違反により、行政処分に処せられていること			
	指示処分の期間中にその処分と同一の条例違反行為を行ったこと			
	条例違反行為の態様が著しく悪質であること			
	従業者の大多数が条例違反行為に加担していること			
	条例違反行為に対する悔悛の情がないこと			
	付近の住民から苦情が多数あること			
	結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと			
	18歳未満の者に違反行為を行わせたこと			
	暴力団と関与があること			
	その他加重すべき特別の事由があること			
軽減事由	他人に強いられて条例違反行為を行ったこと			
	事業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどないこと			
	最近６ヶ月間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと			
	違反後具体的な事業の改善措置を自主的に行っていること			
	紹介した者が事実を告知していないこと			
	行為少年(18歳未満)にも性格、行状に問題性があること			
	行為少年(18歳未満)において積極的に条例違反行為を行っていること			
	行為少年(18歳未満)の親族から依頼されていること			
	その他軽減すべき特別の事由があること			

加重ポイント　　＝　加重　　日

軽減ポイント　　＝　軽減　　日　（加重　　日）－（軽減　　日）＝（　　日）

＊　１項目につき３日を加重、軽減する。

○　各項目の集計結果

１　前歴による評価　（　　日）

２　情状による評価　（　　日）　　合計　　日